

社会福祉法人はつらつの里

役員報酬等支給規則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はつらつの里（以下「当法人」という）の、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(評議員会の出席及び業務の報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席及び評議員会以外に法人の業務を行う場合、別表 1 により 1 日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。なお、理事及び監事が評議員会の要請を受けて出席した場合も同様とする。

(理事会の出席及び業務の報酬等)

第3条 理事長及び理事・監事が理事会へ出席及び理事会以外に法人の業務を行う場合は、別表 2 により 1 日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が監事監査、その他法人の業務を行う場合は、別表 3 により 1 日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

(退職慰労金)

第5条 役員並びに役員等が退任した場合は、在任期間に応じて別表 5 のとおり退職慰労金を支給することができる。役員並びに役員等を歴任した場合には、その通算在任期間をもって本項の在任期間とする。

2 前項にかかわらず、退職慰労金が支給された後に役員並びに役員等に就任したときは、その就任時より新たな在任期間を起算するものとする。

3 役員並びに役員等の責めに帰すべき事由によって法人に損害を与え、又はその信用を傷つけたと認める場合には、評議員会の決議により、前項の退職慰労金の額を減免することができる。

4 退職慰労金は、役員並びに役員等の法人に対する一切の債務の弁済に優先して充当するものとする。

(支給方法)

第6条 報酬額については、当日現金支給とする。慰労金については、退任から 1 ヶ月以内に現金支給する。

2 報酬等及び退職慰労金は、役員並びに役員等本人に支給とする。ただし、死亡

その他の理由で本人に支給することができない場合は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位に従い支給する。

(役員並びに役員等の出張の手当等)

第7条 役員並びに役員等が職務のため出張したときは、別表 4 により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規則(01)は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

この規則(02)は、平成 4 年 3 月 5 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(03)は、平成 24 年 3 月 24 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(04)は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(05)は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(06)は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(07)は、令和元年 11 月 2 日から施行する。

別表 1 (評議員会の出席及び業務の報酬等) (日額)

| | 報酬額 (交通費を含む) |
|---------------------|--------------|
| 評議員会への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 20,000 円 |

※評議員については、定款の定めにより高額となる場合は、定款変更が必要。

別表 2 (理事会の出席及び業務の報酬等) (日額)

| | 報酬額 (交通費を含む) |
|---------------------|--------------|
| 理事会への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 20,000 円 |

別表 3 (監事の報酬等) (日額)

| | 報酬額 (交通費を含む) |
|---------------------|--------------|
| 監事監査等への出席 | 30,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 20,000 円 |

別表 4 (役員並びに役員等の出張の手当等)

| 報酬額 | 旅費 | 宿泊費 | その他 |
|----------|----|-----|-----|
| 10,000 円 | 実費 | 実費 | 実費 |

別表 5 (退職慰労金)

① 常勤理事

| 在任期間 | 金額 | 支給日 |
|---------------|-----------|---------------|
| 10 年以上 20 年未満 | 100,000 円 | 退任の日から 1 ヶ月以内 |
| 20 年以上 29 年未満 | 200,000 円 | 退任の日から 1 ヶ月以内 |
| 30 年以上 39 年未満 | 300,000 円 | 退任の日から 1 ヶ月以内 |

② 非常勤理事

| 在任期間 | 金額 | 支給日 |
|---------------|-----------|---------------|
| 10 年以上 20 年未満 | 100,000 円 | 退任の日から 1 ヶ月以内 |
| 20 年以上 29 年未満 | 200,000 円 | 退任の日から 1 ヶ月以内 |
| 30 年以上 39 年未満 | 300,000 円 | 退任の日から 1 ヶ月以内 |

③ 監事

| 在任期間 | 金額 | 支給日 |
|------------|----------|-------------|
| 10年以上20年未満 | 100,000円 | 退任の日から1ヵ月以内 |
| 20年以上29年未満 | 200,000円 | 退任の日から1ヵ月以内 |
| 30年以上39年未満 | 300,000円 | 退任の日から1ヵ月以内 |

④ 評議員

| 在任期間 | 金額 | 支給日 |
|------------|----------|-------------|
| 10年以上20年未満 | 100,000円 | 退任の日から1ヵ月以内 |
| 20年以上29年未満 | 200,000円 | 退任の日から1ヵ月以内 |
| 30年以上39年未満 | 300,000円 | 退任の日から1ヵ月以内 |